

議案第61号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

施設

名称 ふるさとセンター「あけぼの」
所在 養父市大屋町明延1152番地
構造 木造平屋建
延床面積 203.24平方メートル

2 譲渡の相手方



明延共有財産区

委員長 高田 光雄

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び集会の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。